

## 保育料又はおかず代（副食費）の助成事業のお知らせ

盛岡市は、保護者の市民税所得割額の合計が133,000円未満（世帯年収が概ね550万円未満相当）の世帯を対象に、0歳児から2歳児クラスの第2子以降の保育料や3歳児から5歳児クラスの子どものおかず代（副食費）の一部を助成する事業を令和2年度から始めます。

### 1 助成事業の内容

0歳児から2歳児クラスの保育料助成		3歳児から5歳児クラスの副食費助成
次の6つの要件 <u>全てに当てはまる</u> 子ども ① 盛岡市に住所を有すること ② 保護者の市民税所得割額の合計が133,000円未満（※1、※2）であること ③ <u>世帯の第2子以降の子ども</u> であること ④ <u>保育の必要性を有する</u> （※3）こと ⑤ 保護者が保育料の支払義務者であること ⑥ 他の制度で保育料について補助や軽減を受けていないこと	対象になる子ども	次の5つの要件 <u>全てに当てはまる</u> 子ども ① 盛岡市に住所を有すること ② 保護者の市民税所得割額の合計が133,000円未満（※1、※2）であること ③ <u>認可外保育施設を主たる利用先として、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付認定を受けている</u> こと ④ 保護者が副食費の支払義務者であること ⑤ 他の制度で副食費について補助や軽減を受けていないこと
保育料（月極、延長、一時利用等の別は問わない） 教材費や行事費など、保育料と別に徴収されている経費は助成の対象となりません。	対象経費	副食費（おかず代、おやつ代） 主食費は助成の対象となりません。また、施設で給食が提供されていない場合は助成の対象となりません。
保護者が施設へ支払った額。ただし、ひと月当たり42,000円を上限とします。	助成額	保護者が施設へ支払った額。ただし、ひと月当たり4,500円を上限とします。

※1 市民税の額は、寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。また、保護者以外の方が主たる生計者である場合はその方の税額を合算します。

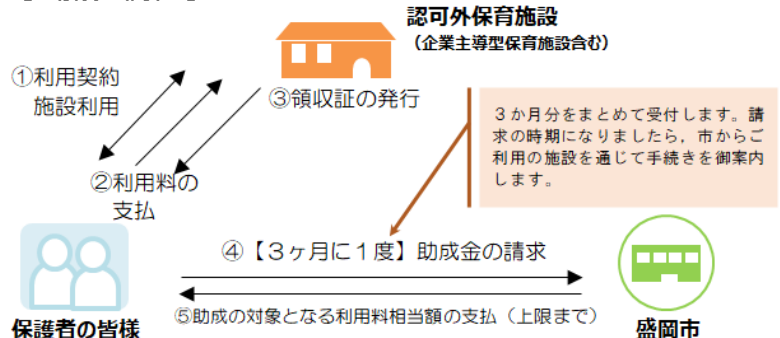
※2 4月から8月分の助成は前年度の市民税所得割額、9月から翌年3月分の助成は今年度の市民税所得割額により判断します。

※3 保護者が就労、疾病、求職活動中などのため、日中家庭で子どもの保育ができない世帯であることが要件です。[詳しくは裏面](#)でご案内しています。

### 2 助成金の受取方法

保護者の方から保育料や副食費をこれまで通り施設へお支払いいただき、支払った保育料や副食費相当分の助成金を後日市へ請求していただく償還払い方式となります。助成金の請求は3か月毎に受け付けます。

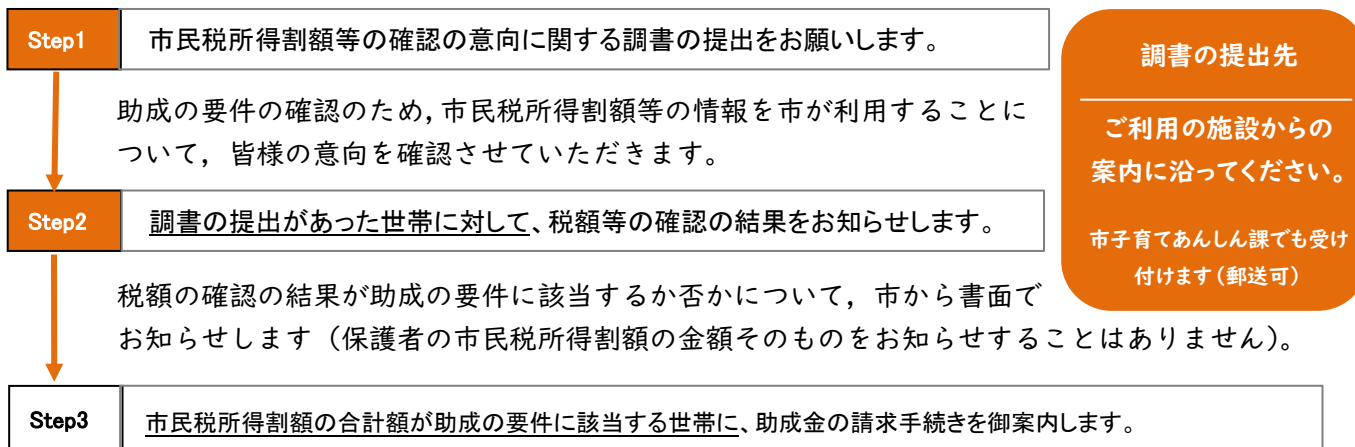
#### 【助成の流れ】



裏面で助成を受けるまでの手続きの流れなどをご案内しています。

提出をいただきたい書類もございますので、ご確認ください。

### 3 手続きの流れ



- 助成金の請求方法や請求手続きについて、対象となる世帯に後日改めてご案内します。
- 0歳児から2歳児クラスの保育料補助の要件となる保育の必要性については、この段階で確認します。

### 4 保育の必要性の要件について

この助成事業は、認可保育所等に通う子どもの保護者と同様に、日中子どもの保育ができない世帯であることを要件としています。保護者（父、母とも）の日中の状況が次のいずれかに当てはまる場合に、当てはまる期間に限って助成の対象となります。

保育の必要性の要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 居宅外で労働している又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をしていることを常態としていること。（月48時間以上。）</li> <li>② 妊娠中であるか、又は出産後、間がないこと。（出産予定日の産前8週、産後8週。）</li> <li>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。</li> <li>④ 長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時介護していること。</li> <li>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。</li> <li>⑥ 求職活動をしていること。（有効期間は90日。） 求職活動を理由に、この助成金の受給、認可保育所への入所、国の幼児教育・保育の無償化に伴う利用料の給付を希望する場合、その有効期間は通算して年度内で90日までとなります。</li> <li>⑦ 虐待やDVのおそれがあること（家庭相談員との関わりが必要。）</li> <li>⑧ 就学（専門学校・職業訓練校などに月48時間以上通っている場合も含む。）</li> <li>⑨ 育児休業を取得する際に、すでに認可外保育施設等を利用している子どもがいて継続利用する必要があること。</li> </ol>
確認の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3歳児から5歳児クラスの副食費補助 施設等利用給付認定の手続きで確認済ですので、改めての確認手続きはありません。</li> <li>◆0歳児から2歳児クラスの第2子以降の保育料補助 後日、書面を提出いただき確認します。詳しくは助成金の請求手続きの際にご案内します。</li> </ul>

※ 保育の必要性が確認できない場合は、世帯の市民税所得割額の合計額が助成要件に該当する方であっても助成金の対象とすることができません。

### 5 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室

〒020-0882 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 電話：019-626-7553（直通）